

食品安全委員会（第869回会合）議事概要

日 時:令和4年8月2日(火) 14:00~14:13
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
動画配信:一般4名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1品目

豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（ユニストレインPRRS-10、
同50、同50ID）

→農林水産省から説明

本件について、「豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（ユニストレインPRRS-10、同50、同50ID）」については、その主剤である病原体による疾病として、「豚繁殖・呼吸障害症候群」がある。

「豚繁殖・呼吸障害症候群」については、既に当委員会の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価しており、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

また、これらの製剤の添加剤は、食品健康影響評価において、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられると評価した添加剤又は1用量中の含有量が所定の量を超えなければ人への健康影響は無視できる程度と評価した添加剤である。このため、これらの製剤の添加剤の使用方法及び用法・用量を既存の評価に照らして評価すると、これらの製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できると考えられる。

したがって、これらの製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる。

との審議結果となり、リスク管理機関に通知することとなった。

・動物用医薬品 2品目

鶏大腸菌症生ワクチン（ガルエヌテクトCBL）

鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ガルエヌテクトS95-IB）

→農林水産省及び担当の浅野委員から説明

本件について、平成26年1月27日付けの委員会決定の1に該当するものとして、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる。

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。